



## 『同和問題』について考えるシリーズ」連載企画

その1

### 近畿各地で大量差別文書事件 「偏見と差別を書き連ねる」

大阪、京都、兵庫の広範囲にわたり差別文書が大量にばらまかれる事件が、つぎつぎに発生している。…(中略)…。偏見をもとに被差別部落とその住民を蔑視し、差別する内容が書き連ねられている。

〔解放新聞「2015年6月15日号より引用」〕

目に飛び込んできた内容に驚くとともに、憤りさえ覚えます。

### 差別をなくし 人権文化構築を!

8月は、差別の解消の取り組みを進めるための「差別をなくす運動月間」です。大分県では、1978年(昭和53年)から「同和对策審議会答申」が出された8月を「差別をなくす運動月間」と定めています。

この「同和对策審議会答申」とは、1965年(昭和40年)に出されたもので、「同和問題の憲法」とも言われています。その前文には、

「この問題をこのまま放置しておくことは断じて許されない。早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とあります。同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を阻む偏見や差別意識は、日常生活の中に根をもっています。市民一人ひとりが解決の主役でありたいですね。

### 「同和問題」について考える

#### 「同和問題シリーズ」企画

『同和問題』とは、「日本の歴史過程の中で形づくられた身分的差別によって特定の地域出身であることや、その場所に住んでいるということ」を理由に、現代社会においても、なおいじめるしく基本的な人権を侵害され、とくに、何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重要な社会問題」です。

今もなお、部落差別が解消されない背景には「生まれ」に左右される意識、個人の意識だけでなく集団や社会の人々の中にある「社会意識」があるといわれます。解決するためにもっとも大切なことは、私たち自身が人権の尊重される社会づくりを目指し何をすればよいのか、

一人ひとりが真剣に考え実行することにあります。そのためにも、問題をより理解することが求められます。そこで、同和問題に関する意識を高める一契機として、この「市報くにさき」の「人権シリーズ」では、この号を第1回として、年3回、おこ3年間のスパンで計9回の「同和問題」シリーズ」連載企画を考えています。正しい知識とともに、「社会意識」に左右されない、自分自身のもの見方や考え方を形成していき、差別解消の行動に繋がっていきましよう!

(文責：社会教育課 岡原)

#### 第8回国東市隣保館まつり

##### 「こころの川柳」応募作品

☆親友の墓に詣づる孟蘭盆会  
武蔵町 室 利 則  
☆会うたびに  
お互いジョーク言える仲  
国東町 田川 昭 吉

#### 第9回国東市隣保館まつり

##### 「こころの川柳」を募集します。

今年のお題は「まつり」です。詳しくは隣保館(☎0978-68-1172)まで。

## 市長室から「ごん」ごんごん

No.51

### 市長日記

#### 何よりも嬉しいこねぎの初出荷報告

国東市長 三河 明 史



7月6日(月)、大変嬉しいことがありました。「国東こねぎトレーニングファーム(こねぎの学校)」第1期生3名と学校以外からの就農者1名の4名がこねぎの初出荷の報告に来てくれたのです。

平成26年4月農業後継者を育成するため、県の指導もあって需要の伸びが著しい「味ねぎ」の学校を国東市農業公社の中に設立しました。研修生を全国に公募したところ、北海道、静岡、大分から3組4名が名乗りをあげ、1年間の勉強が始まりました。栽培技術や農業の経営についてみっちり勉強し、この3月無事に卒業し、自分の力での栽培が市内で始まりました。

ビニールハウスは、農業公社が建設し、就農者がリース料を払って借り、8年後に自分のハウスになるという方法で始めました。この方法だと就農者の初期投資がほとんど無くて済み、資金が少なくても飛び込み易いからです。

でも、最初は苦労したそうです。ハウスを建設したところは、小石が多くその除去に大変な労力を要したようです。県の振興局やJAの皆さんの全面的な応援で、何とか4月中の播種に間にあったそうです。それでもトラクタに30数台分の小石を除去しました。

一人当たりの栽培面積も44アールから63アール、棟にして14棟、17棟もあるのです。播種も順々に行って、切れ目なく収穫できるようにしています。

彼らの陽に焼けた顔と話しぶりをみると、もう一人前の農業経営者のような頼もしさを感じました。

プレゼントして戴いたこねぎは、私達から見ると綺麗で立派なこねぎに見えますが、ベテランのこねぎ部会の支部長達になると「まだまだ」と厳しい評価でした。彼らにとっては、初めての出荷であり、これからの努力により、高くもなるし安くもなる訳です。その中の一人が「大分県の園芸関係表彰で新人賞を獲りました」と頼もしい発言がありました。

今年度は、2期生3組3名が入校し、既に勉強を始めています。彼らが大きく成長し、成功することを祈っています。

### 戦没者等のご遺族の皆さまへ

## 第十回特別弔慰金が支給されます

#### 特別弔慰金の趣旨・内容

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(額面25万円、5年償還の記名国債)を支給するものです。

#### ◆支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において遺族年金等の受給権者がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹 ※戦没者等の死亡当時、生計関係の有無等の条件により順番が入り替わります。
4. 上記1から3以外のご遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

#### ◆請求期間

平成30年4月2日(月)まで  
請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなります。

#### ◆請求窓口・問合先

請求に必要な書類は、窓口へ備え付けています。また、請求者の過去の請求状況等により必要書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

国見総合支所	地域市民健康課	☎0978-82-1112
国東市役所	福祉課	☎0978-72-5164
武蔵総合支所	地域市民健康課	☎0978-68-1112
安岐総合支所	地域市民健康課	☎0978-67-1114